

「IT導入補助金」の紹介

【本資料のお問い合わせ先】

経済産業省北海道経済産業局

地域経済部 製造·情報産業課

電話:011-709-2311(内線2571)

011-700-2253 (直通)

E-mail: hokkaido-seizojoho@meti.go.jp

「IT導入補助金」の概要

● 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けた ITツール(ソフトウェア、アプリ、サービス等)の導入を支援する補助金。

1. 補助対象事業者

中小企業・小規模事業者等(飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象)

2.補助対象ツール

事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開(登録)されているITツール(ソフトウェア、サービス等)が対象。 相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象に含む。

3. 補助額·補助率

枠名	通常枠		セキュリティ 対策推進枠	デジタル化基盤導入枠					
類型名	A類型	B類型	_	デジタル化基盤導入類型		複数社連携IT導入類型			
補助額	30万円~ 150万円未満	150万円~ 450万円以下	5万円~100万円	ITツ	/ー/レ	PC等	レジ等 a. デジタル化基盤導入類型の 象経費		
				5~50万 円以下	50万円超 ~350万 円	~10 万円	~20 万円	⇒左記と同様 b. それ以外の経費 ⇒補助上限額は50万円×グルー プ構成員数、補助率は2/3	
補助率	1/2	1/2	1/2	3/4	2/3	1 /	/ 2	(1事業あたりの補助上限額は、 3,000万円((a)+(b))及び事務 費・専門家費)	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド 利用費(クラウド利用料1年 分)、導入関連費		サービス利用料 (最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分) ハードウェア購入費、導入関連費 【複数社連携IT導入類型のみ】上記に加え事務費・専門家費			、導入関連費		

「IT導入補助金」の補助スキーム

補助金申請者(中小企業・小規模事業者等)は、**IT導入補助金事務局に登録された** 「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要。

IT導入補助金事務局

(一般社団法人 サービスデザイン推進協議会)

制度の構築、申請内容の確認、審査、検査を行う

IT導入支援事業者登録申請 ITツール登録申請

> 審査・登録及び 各種指導

補助金交付申請

審查•補助金交付

く共同事業体>

IT導入支援事業者 (ITベンダー・サービス事業者等)

- IT導入補助金事務局にIT導入支援事業者登録 申請・ITツール登録申請を行う
- 申請者/補助事業者に対してITツールを販売し、 導入・活用のサポートを行う
 - ・ITツールの購入
 - ・補助金申請の相談
 - ·補助事業支援要請
 - ・アフターサポート要請

- ・ITツールの販売
- ・補助金申請サポート
- •補助事業支援
- ・アフターサポート

補助金申請者·補助事業者 (中小企業·小規模事業者等)

補助金申請・審査・採択・交付決定を経て、 ITツールの契約・購入を行い、補助金を受け取る

通常枠(A類型·B類型)の概要

1. 概要

中小企業・小規模事業者等が、働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等に対応するため、生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入費用を支援する。

2. 補助対象事業者

中小企業·小規模事業者等

3. 事業イメージ(例)

● 導入したITツールを活用して、生産性向上に取り組む。

4. 補助対象経費(一例)

- ○ソフトウェア
- ○導入関連費(オプション) 機能拡張やデータ連携ツールの導入、セキュリティ対策実施 に係る費用
- ○導入関連費(役務の提供) 導入コンサルティング、導入設定・マニュアル作成・導入研修、 保守サポートに係る費用

<ITツールの要件>

【A類型】右図の内、1種類以上の業務プロセスを保有する ソフトウェアを申請すること(汎P-07のみは不可) 【P類型】 た図の内、4種類以上の業務プロセスを保有する

【B類型】右図の内、4種類以上の業務プロセスを保有するソフトウェアを申請すること

5. 補助額·補助率

【A類型】補助額30万円 \sim 150万円未満(補助率1/2) 【B類型】補助額150万円 \sim 450万円以下(補助率1/2)

	種別	Pコード	プロセス名	
業務プロセス	共通プロセス	共P-01	ŧP-01 顧客対応・販売支援	
		共P-02	決済・債権債務・資金回収管理	
		ス 共P-03 調達・供給・在庫・物流		
		共P-04	会計・財務・経営	
		共P-05	総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス	
	業種特化型 プロセス	各業種P-06	業種固有プロセス	
汎用プロセス		汎P-07	汎用・自動化・分析ツール (業種・業務が限定されないが生産性向上への寄与が 認められる業務プロセスに付随しない専用のソフト ウェア)	

「セキュリティ対策推進枠」の概要

1. 概要

- 中小企業等においてサイバーインシデントにより事業継続困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が 供給制約や価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや生産性向上を阻害するリスクを低減するための支援を行う。
- 具体的には、「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、IT導入支援事業者が 提供し、かつ事務局に事前登録されたサービスを導入する際、サービス利用料(最大2年分)を補助する。

2. 補助対象事業者

中小企業・小規模事業者等(従来のIT導入補助金と同様)

3. 事業イメージ(例)

導入したサービスを活用して、サイバーインシデントのリスク低減に取り組む。

4. 補助対象経費(一例)

OITツールの導入費用(サービス利用料(最大2年分))

例:顧客のIT環境のネットワーク挙動をセキュリティ監視システムのAIが監視し、AIによる分析と専門技術者の分析を実施。分析結果をインシデント情報 として顧客に通知。一定の条件を満たすインシデントが発生した場合には、支援要員がオンサイトで対応を実施するサービス

<留意点>

- ・中小企業等は、登録されたIT導入支援事業者への相談を行い、適切なITツールを選択し、申請すること
- ・本事業において補助の対象となるITツールは、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表する「サイバー セキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、 かつ事務局に事前登録されたサービスを指す

【サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト】https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/otasuketai/index.html

5. 補助額・補助率

補助額5万円~100万円以下(補助率1/2)

デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)の概要

1. 概要

● 中小企業・小規模事業者等に、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため、会計ソフト・受発 注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

2. 補助対象事業者

中小企業・小規模事業者等(従来のIT導入補助金と同様)

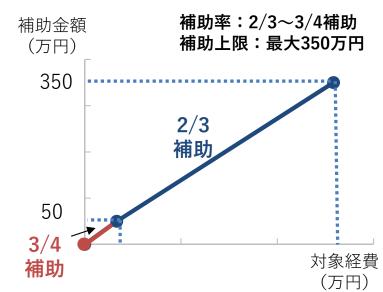
3. 事業イメージ(例)

● 導入したITツール及びハードウェアを活用して、生産性向上に取り組む。

4. 補助対象経費(一例)

- (1) ソフトウェア、オプション、役務 ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、 オプション(セキュリティソフト等)、役務費(導入支援費、保守費等) ※「会計」・「受発注」・「決済」・「EC」の機能を有するものに限る
- (2) ハードウェア ソフトウェア・クラウドサービスの使用に資する機器 (PC・タブレット、レジ・券売機等) 購入費用、設置費用

【ITツールの補助率・補助上限額の関係】



5. 補助額·補助率

ITツール:補助額5万円~50万円以下(補助率3/4)、補助額50万円超~350万円(補助率2/3) ⇒導入するITツールが「会計」・「受発注」・「決済」・「EC」の機能を2機能以上有する場合は、補助額350万円以下の申請が可能。(1機能の場合は、補助額50万円以下の申請が可能。)

PC・タブレット等:補助額10万円まで(補助率1/2)、レジ・券売機等:補助額20万円まで(補助率1/2)5

デジタル化基盤導入枠(複数社連携IT導入類型)の概要

1. 補助対象事業者

※事業に参加する中小企業・小規模事業者等の条件は 「10者以上」であること等を要件とする

- 商工団体等
 - (例) 商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合 等
- 当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は 団体
 - (例) まちづくり会社、観光地域づくり法人(DMO) 等
- 複数の中小企業・小規模事業者等により形成されるコンソーシアム

2. 補助対象経費(一例)

- (1) 基盤導入経費
- ●ITツール:会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECサイト構築に限る【クラウド利用料は最大2年分】
- ●ハードウェア: PC・タブレット、レジ・券売機等
- (2)消費動向等分析経費
- ●ITツール:消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、 キャッシュレスシステム、生体認証決済システム 等 【クラウド利用料は1年分】
- ●ハードウェア: AIカメラ、ビーコン、デジタルサイネージ 等
- (3) 参画事業者のとりまとめに係る事務費、専門家費

3. 補助率・補助上限額

- ●補助率
 - (1) 基盤導入経費:1/2~3/4(デジタル化基盤導入類型と同様)
 - (2)消費動向等分析経費:2/3、(3)事務費、専門家費:2/3
- ●補助上限額: (1) + (2) ⇒3,000万円、(3) ⇒200万円

「複数社連携IT導入類型」の具体的な取組イメージ

● 商業集積地等における消費動向等を分析するシステム等を導入し、データの収集・分析によりデジタルマーケティングを行うことで、当該地域の来街者増や回遊性向上等を図り、生産性向上につなげる。

①地域にAIカメラ + 個店にPOSデータ分析システム <地域全体> <地域内の店舗>

AIカメラで取得した来街者の 属性や回遊データを分析 ✓ 10 15 (1) (1)

POSデータ分析システムにより 各店舗の購買データを分析

回遊性等の分析結果と店舗の売れ筋等を比較し商品構成の見直しなどに繋げる。

X



対象経費例 <ハードウェア>AIカメラ、POSレジ <ソフトウェア>分析システム導入費

③地域に電子地域通貨 + 個店に分析アプリ

<地域全体>

<地域の店舗>

電子地域通貨による地域経済の活性化やアプリによるクーポンの発行

電子地域通貨の利用状況

から消費者の購買データを分析

消費者の購買状況を踏まえた効果的な情報発信を行い来街を促進する。



②地域にビーコン + 個店にAIカメラ

<地域全体>

ビーコンで 来待者に情報を発信 X

<地域内の店舗>

AIカメラで取得した各個店の 消費者動向データを分析

各個店のターゲット層に近い来街者に向け、効果的な情報発信を行う。



対象経費例 <ハードウェア>ビーコン、AIカメラ <ソフトウェア>分析システム導入費

④地域にセンサー技術(人流・気象・交通量等)

<地域全体>

<地域の店舗>

人流・気象・交通量などが計測できるセンサーを導入し、データを分析

各店舗で需要を予測

来街者等のデータをもとに各店舗が需要予測を行い、業務効率の改善を行う。



対象経費例 <ハードウェア> センサー <ソフトウェア> 分析システム、需要予測システム導入費

申請要件・審査のポイント

申請要件

- 申請要件のうち、特に留意すべき点は以下の通り。
- gBizID プライムの取得【全枠】「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★ 二つ星」いずれかの宣言の実施【全枠】
- 労働生産性の伸び率の向上に係る数値目標の作成
 - ・1年後の伸び率が3%以上・3年後の伸び率が9%以上及びこれらと同等以上とする【通常枠】
 - ・3年後の伸び率が3%以上及びこれらと同等以上とする【セキュリティ対策推進枠】
 - 事業終了後2年以内に年率平均5%以上【複数社連携IT導入類型】
- 賃金増加への取組の実施【通常枠B類型】
 - ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加
 - ・事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする
 - ・申請要件を満たす賃金引上げ計画を従業員に表明

【公募要領】

通常枠: https://www.it-hojo.jp/r03/doc/pdf/r3 application guidelines.pdf

セキュリティ対策推進枠: https://www.it-hojo.jp/r03/doc/pdf/r3 application guidelines security.pdf

デジタル化基盤導入枠: https://www.it-hojo.jp/r03/doc/pdf/r3 application guidelines digitalwaku.pdf

複数社連携 I T導入類型: https://www.it-hojo.jp/r03/doc/pdf/r3 application guidelines digitalwaku fukusu.pdf

審査のポイント

- 審査のポイントのうち、特に留意すべき点は以下の通り。
- どの類型においても、自社の経営課題及びデジタル化の進捗状況を適切に把握し、
 その課題に対してITツール・サービス等の導入効果がマッチしているかが審査される。
- そのため、自社の経営課題の把握及び支援機関・専門家等への相談・連携が有効。
- (1) 事業面の具体的な審査(事業面からの評価)
 - ·自社の経営課題を理解し、経営改善に向けた具体的な問題意識を持っているか
 - ・自社の状況や課題分析及び将来計画に対し、**改善すべきプロセスが、導入する「ITツール」の機能** により期待される導入効果とマッチしているか
- <u>(2)計画目標値の審査</u>(事業面からの評価)
 - ・労働生産性の向上率

(通常枠の場合、1年後の伸び率が3%以上・3年後の伸び率が9%以上及びこれらと同等以上)

- <u>(3)加点項目に係る取組の審査</u>(政策面からの評価)
 - ・生産性の向上及び働き方改革を視野に入れ、国の推進する関連事業に取り組んでいるか
 - ・クラウド製品を選定しているか
 - ・国の推進するセキュリティサービスを選定しているか
 - ・インボイス制度対応製品を選定しているか

【参考】審査のポイント (デジタル化基盤導入類型)

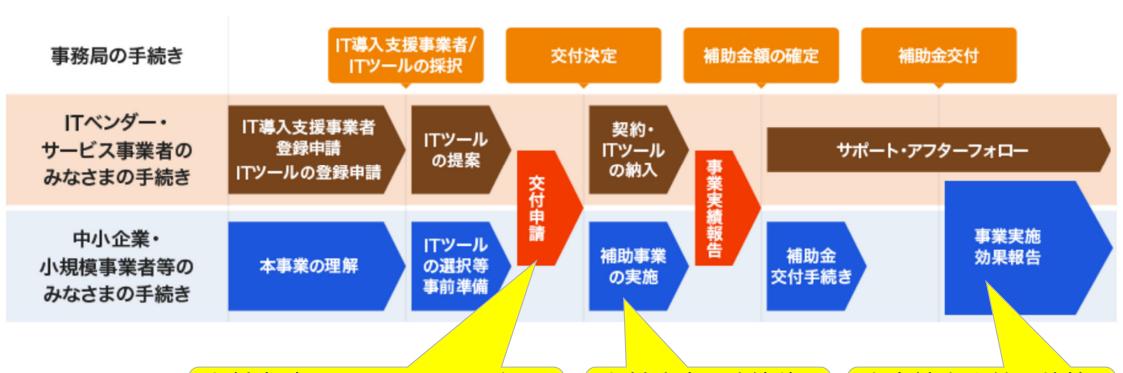
(IT導入補助金2022「公募要領」から抜粋)

	審査項目	審査事項		
事業面からの審査項目	(1)事業面の具体的な審査	 自社がインボイスにも対応するための、生産性向上にもつながる効果的なツールが導入されているか 自社の経営課題を理解し、経営改善に向けた具体的な問題意識を持っているか 		
政策面からの審査項目	(3)加点項目に係る取組 の審査	・生産性の向上及び働き方改革を視野に入れ、国の推進する関連事業に取り組んでいるか ・国の推進するセキュリティサービスを選定しているか ・「4-2 加点項目及び減点措置」(3) にある賃上げに取り組んでいるか		

申請方法から補助金交付までの流れ

申請フロー(留意点)

- 中小企業・小規模事業者等とITベンダー・サービス事業者で申請・手続の内容は異なる。
- 申請には「gBizIDプライム」IDが必要。申請からアカウント発行まで2週間程度要する。
- 加えて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の宣言が必要。
- <u>交付決定の連絡が届く前に発注・契約・支払い等を行った場合は、補助金の交付を</u> 受けることができない点に留意。



交付申請までにgBizIDの取得、「SECURITY ACTION」の宣言

交付決定の連絡後に発注・契約・支払

生産性向上等の数値目標の進捗状況を報告

申請フロー①(各手続の概要)

- 1. 本事業への理解
- 2.「IT導入支援事業者の選定」「ITツールの選択」(事前準備)
 - ・自社の業種や事業規模、経営課題に沿って、IT導入支援事業者と導入したいITツールを選定。
 - ・IT導入支援事業者は、右記リストの通り。https://www.it-hojo.jp/r03/doc/pdf/r3_shien_list.pdf
 - ・社内のデジタル化の検討にあたっては、まずは「みらデジ」の活用も推奨。
 - → 「みらデジ」とは、自身のデジタル化の課題を明確化し、情報収集・支援相談ができるポータルサイト。 「みらデジ経営チェック」で経営状況やデジタル化の進捗状況を可視化し、診断結果を踏まえ支援機関や専門家に無料相談が可能。
 - 【みらデジ】<u>https://www.miradigi.go.jp/</u>
- 3.「gBizIDプライム」アカウントの取得、「SECURITY ACTION」の実施(申請要件)
 - ・中小企業・小規模事業者等は必要。IT導入支援事業者は不要。
 - ・ID発行には、申請からアカウント発行まで2週間程度要することに注意。
- 4. 交付申請(IT導入支援事業者との共同作成・提出)
 - ・IT導入支援事業者との間で商談を進め、交付申請の事業計画を策定。
 - ※この時点でITツールの発注・契約は行わないこと
 - ・申請は以下の流れで行う。
 - ①IT導入支援事業者から『申請マイページ』の招待を受け、代表者氏名等の申請者基本情報を入力。
 - ②交付申請に必要となる情報入力・書類添付を行う。
 - ③IT導入支援事業者にて、導入するITツール情報、事業計画値を入力。
 - ④ 『申請マイページ』上で入力内容の最終確認後、申請に対する宣誓を行い事務局へ提出。

申請フロー②(各手続の概要)

- 5. ITツールの発注・契約・支払い(補助事業の実施)
 - ・交付申請を完了し、**事務局から「交付決定」を受けた後に**、**ITツールの発注・契約・支払い等を行う** ことが可能。

6. 事業実績報告

- ・補助事業の完了後、実際にITツールの発注・契約、納品、支払い等を行ったことが分かる証憑を提出。
- ・提出は以下の流れで行う。
- ①中小企業・小規模事業者等が『申請マイページ』から事業実績報告に必要な情報及び証憑の添付を行い、 事業実績報告を作成。
- ②事業実績報告が作成された後、IT導入支援事業者が内容の確認及び必要情報を入力。
- ③最終確認後、中小企業・小規模事業者等が事務局に事業実績報告を提出。

7. 補助金交付手続き

- ・事業実績報告の審査が完了し、補助金額が確定すると、『申請マイページ』で補助額を確認できるようになる。
- ・その内容を確認した後に補助金が交付される。

8. 事業実施効果報告

- ・事業終了後、生産性向上に係る数値目標に関する情報(売上、原価、従業員数及び就業時間)及び給与支給総額・事業場内最低賃金等を効果報告期間内に報告。
- ・補助事業者が『申請マイページ』より必要な情報を入力し、IT導入支援事業者の確認を経て、提出。

対象類型	年度	事業実施効果報告対象期間	事業実施効果報告期間
	1年度目	2023年4月1日~2024年3月31日	2024年4月~2024年7月
A · B	2年度目	2024年4月1日~2025年3月31日	2025年4月~2025年7月
類型	3年度目	2025年4月1日~2026年3月31日	2026年4月~2026年7月

申請スケジュール

IT導入補助金2022のスケジュール

中小企業等の補助金交付申請	8次締切り:11月28日(月)17:00(予定) 9次締切り:12月22日(木)17:00(予定) (最終締切) でキュリティ対策推進枠 4次締切り:11月28日(月)17:00(予定) 5次締切り:12月22日(木)17:00(予定) 6次締切り:1月19日(木)17:00(予定) 7次締切り:2月16日(木)17:00(予定) (最終締切) 「デジタル化基盤導入類型 16次締切り:11月28日(月)17:00(予定) 17次締切り:12月22日(木)17:00(予定) 18次締切り:1月19日(木)17:00(予定) 18次締切り:1月19日(木)17:00(予定) 18次締切り:1月19日(木)17:00(予定) 18次締切り:1月19日(木)17:00(予定) 18次締切り:11月30日(水)17:00		
事業実施期間 (事業実績報告期間) 交付決定後~6カ月程度(詳細日時は別途指定あり)			
事業実施効果報告期間	【通常枠】 令和5年度から3年間。各年度1回ずつの簡単な報告(計3回)。 【セキュリティ対策推進枠】 令和7年度に1回の報告。 【デジタル化基盤導入類型】 令和5年度に1回の報告。 【複数社連携IT導入類型】 令和5年度から2年間。各年度1回ずつの簡単な報告(計2回)。		

● サービス等生産性向上IT導入支援事業 事務局ポータルサイト

https://www.it-hojo.jp/

